

年金機構けんぽからのお知らせ（第 358 号） 3. 10. 6

「健康保険限度額適用認定証」及び

「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の返納について

「健康保険限度額適用認定証」及び「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限以降は使用できません。有効期限が令和 3 年 8 月 31 日以前の認定証をお持ちの方は、**令和 3 年 10 月 29 日(金)必着**で、健保組合にご返納いただきますよう、お願いいたします。

また、お手元に無い場合は、滅失届をご記入いただき、ご提出いただきますよう、お願いいたします。

【注意事項】

次のいずれかに該当するに至ったときは限度額適用認定証をご返納ください。

- ・有効期限に達したとき
- ・有効期限内での利用予定がないとき
- ・被保険者が退職等により資格喪失したとき
- ・適用対象者である被扶養者が、被扶養者でなくなったとき
- ・被保険者証の記号・番号に変更があったとき
- ・適用対象者が後期高齢者医療制度の対象となったとき
- ・被保険者が所得変動により適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき

※ご返納また滅失届のご提出がない場合、今後、お問い合わせさせていただく場合がございます。

＜お問い合わせ先＞

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話：03-5336-0313